

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年5月16日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
 同 高岡香  
 同 太田眞晴  
 同 土井りゅうすけ  
 同 赤井かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年11月1日（神奈川県公報号外第91号）神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会及び公安委員会を除く63箇所（既報告の20箇所を除く）に係る88事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室	平成28年8月30日（平成28年7月12日及び同月13日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、CHO（健康管理最高責任者）構想基盤構築事業業務委託契約（契約額10,810,800円）について、保健福祉局からの業務の移管（平成27年6月1日）に伴い、その予算執行について改めて執行伺票による決裁を速やかに受けべきところを、同年12月9日までこれを行っていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則及び予算の執行状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県統計センター	平成28年5月18日（平成28年3月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、国勢調査の調査関係書類の審査等補助事務労働者派遣業務の委託契約（契約額13,701,454円）の締結に当たり、契約書に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	不適切事項については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律について、理解不足及び所属内の確認体制が十分に機能していなかったことによるものである。

		により義務付けられている直接指揮命令者等に関する事項の記載がなかった。	今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県央地域県政総合センター	平成28年4月26日（平成28年3月3日、同月4日、同月7日及び同月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、加入している団体の会費（1件、10,000円）の支出に当たり、「（節）負担金、補助及び交付金」で執行すべきところ「（節）報償費」で執行していた。</p> <p>2 財産管理事務において、土地及び建物に係る行政財産使用許可の使用料の算定に当たり、財産経営部長通知に基づき県有財産台帳価格の改定による新価格を平成27年9月以降の使用許可期間に適用すべきところ、同通知に反し平成27年度の使用許可期間全体に適用した上で同年4月から同年8月までの許可期間の使用料との差額を同年9月以降の使用料としたため、2件、83円を過大に徴収しており、3件、150円が徴収不足であった。</p> <p>3 庶務事務において、火薬類取締法等に係る業務について、従事した職員が報告を誤ったため、特殊勤務手当等5件、1,012円の支給が不足していた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書における従事者の業務内容の定めに関する件」</p> <p>契約事務において、厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書に、業務内容に関して雇用関係を示すかのような「拘束時間」という文言を説明を付すことなく用いていた。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年3月22日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、県有財産台帳価格の改定については認識していたものの、使用料に関する算定方法の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年4月1日に収入し、徴収超過分については、平成28年3月28日に相手方に戻出した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務の特殊勤務手当等については、平成28年4月15日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、手当の申請について職員に周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、平成</p>

			28年3月30日に相手方と合意の上、仕様書の変更（文言の修正）を行った。
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成28年4月28日（平成28年3月15日から同月18日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、湘南地域鳥獣対策協議会ツキノワグマ対策部会の委員謝礼の支払に当たり、履行後3月を超えて支払っているものが1件、15,000円あった。</p>	<p>不適切事項については、謝礼金に係る確認並びに事業課及び総務課間の連携が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、各課における事業の進行管理を適切に行うとともに、支出の伴う案件については必ず総務課と合議を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県県西地域県政総合センター	平成28年4月27日（平成28年3月9日から同月11日まで及び同月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 工事事務において、広域農道整備工事の設計積算に当たり、軽量盛土工の施工に際し設置する足場工について、誤って設置が不要な部分を控除することなく積算していたため、変更後の契約額（149,904,000円）が183,600円過大のまま支払っていた。</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 行政財産使用許可に当たり、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの使用期間とした申請に対し、行政財産の使用許可取扱要領に基づき平成27年3月31日までの許可とすべきところ、平成27年4月30日までの許可としていた。このことにより、平成27年5月1日以降の許可期間更新後の使用料100円と合わせ、使用者に平成27年度分の使用料100円を重複して負担させていた。</p> <p>(2) 借用不動産の台帳価格の改定に伴う転貸借の変更契約の締結に当たり、財産経営部長通知に基づいて平成27年9月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延しているものが3件（契約日、平成27年11月24日2件、同月26日1</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことから、足場工の数量を誤り、設計額が過大となったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、確認方法を改善するとともに、設計業務研修を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 行政財産使用許可については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 借用不動産の台帳価格の改定に伴う転貸借の変更契約については、職員の関係規定の理解不足と確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解</p>

		<p>件) あった。</p> <p>3 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが24件あり、そのうち旅費23件、4,600円を支給していなかった。</p>	<p>の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化するなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務の旅費については、平成28年4月22日及び9月13日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	---

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年8月31日（平成28年7月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 供用自動車等燃料購入契約（市場価格を反映した変動単価契約、支払総額3,339,215円）の締結に当たり、特段の根拠なく、契約単価を構成する定額手数料を決定するために必要な見積書を徴していなかった。</p> <p>2 非常用発電設備点検業務契約（契約額1,706,400円）の締結に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により契約書への明記が求められている「契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期」を記載していなかった。</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 供用自動車等燃料購入契約については、神奈川県財務規則の理解不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 非常用発電設備点検業務契約については、関係規定の理解不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
財産経営部施設整備課	平成28年8月31日（平成28年7月26日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員に対し、当該週休日の時間外勤務手当（支給割合135/100）を支給すべきところ、当該職員が誤って時間外勤務を別の平日に人事給与システムへ</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年9月16日に本人に支給済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、</p>

		<p>入力し、支給割合125/100により計算されたこと等により、時間外勤務手当 6 件、16,173円が支給不足であった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「計画修繕工事に係る予算の執行に関する件」</p> <p>計画修繕工事に係る予算の執行において、入札不調による発注時期の遅れにより年度内の完了が困難な状況であったため、工事内容を分割し、完了が見込まれる部分に限定して契約しているものがあつた。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>より、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、今後の計画修繕工事の予算の執行について、工事の進捗状況を把握し、やむを得ない事情で年度内完了が見込めない工事については、繰越明許費を活用することにより、効率的な予算の執行が行えるよう、関係部局とより一層連携を図ることとした。</p>
--	--	--	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県高津県税事務所	平成28年 5月12日 (平成28年 3月 1日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、立木の管理に当たり、神奈川県県有財産規則第46条に定める立木に係る県有財産台帳を作成し管理すべき単独樹木 (クロガネモチ 1本、イロハモミジ 2本) が存在するにもかかわらず、立木に係る県有財産台帳を作成していなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年 3月 3日に立木に係る県有財産台帳を作成した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(3) 安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
安全防災部消防課	平成28年 7月21日 (平成28年 6月 8日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、人事給与システムへ入力していなかったため、週休日に時間外勤務した職員 1名に対して、時間外勤務手当 1件、3,496円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年 7月15日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総合	平成28年 2月	(不適切事項)	

防災センター	16日（平成28年2月15日及び同月16日職員調査）	庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力をしていなかったものが8件あり、そのうち旅費2件、400円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年3月18日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県消防学校	平成28年2月16日（平成28年2月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力をしていなかったものが47件あり、そのうち旅費39件、8,493円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年4月8日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

（4）県民局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年7月29日（平成28年6月8日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、神奈川県公立高等学校設置者会議の委員に対する謝金2件、38,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って月額表を適用したことにより、10,438円が徴収不足であった。 2 契約事務において、外国籍DV被害者のための「多言語相談」業務委託契約（契約額7,000,000円）及び女性への暴力相談「週末ホットライン」業務委託契約（契約額2,150,000円）の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税額及び地方消費税額を契約書に記載していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、関係法令に関する認識及び理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、税額表等について所轄税務署に確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、関係規定等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図ることにより、適正な執行に努めることとした。
くらし県民部 人権男女共同 参画課	平成28年7月29日（平成28年6月10日職	（不適切事項） 契約事務において、外国籍DV被害者のための「多言語相	不適切事項については、関係規定等の理解及び確認体制が不

	員調査)	談」業務委託契約（契約額7,000,000円）及び女性への暴力相談「週末ホットライン」業務委託契約（契約額2,150,000円）の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税額及び地方消費税額を契約書に記載していなかった。	十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
くらし県民部 文化課	平成28年7月29日（平成28年6月14日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、新たな歳入である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（1件、66,986,000円）の収入について、調定時には同交付金に対応する予算科目が設定されていなかったことから、科目更訂を前提として既存の予算科目で調定を行ったが、その後、科目更訂を失念し、予算科目の誤りを是正していなかった。	不適切事項については、確認が不十分であったことによるものであり、誤った予算科目については平成28年6月14日に是正を行い、正しい科目で決算を行った。 今後は、このようなことがないよう、予算科目が設定されてから調定を行うことを前提とし、科目更訂を要する場合は執行管理を行うための帳簿にその旨を記載することにより、適正な事務執行に努めることとした。
次世代育成部 次世代育成課	平成28年7月29日（平成28年6月21日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、32,016円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年9月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、服務管理を徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
次世代育成部 子ども家庭課	平成28年7月29日（平成28年6月16日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、電柱支線1条の設置のために行政財産の使用許可を行っていた土地の用途廃止に伴う使用許可から賃貸借契約への変更に当たり、契約の締結及び貸付料の徴収（1件、365円）が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
次世代育成部 私学振興課	平成28年7月29日（平成28年6月20日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、神奈川県公立高等学校設置者会議の委員に対する謝金2件、38,000円の支払に当たり、所	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、関係法令に関する認識及び理解が

		<p>得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って月額表を適用したことにより、10,438円が徴収不足であった。</p> <p>2 庶務事務において、休日に勤務し、休日の振替を行わなかった職員1名に対して、休日勤務手当1件、16,027円を支給していなかった。</p>	<p>不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、税額表等について所轄税務署に確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務の休日勤務手当については、平成28年9月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、服務管理を徹底し、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ男女共同参画センター	平成28年2月24日（平成28年2月23日及び同月24日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>「社会参画活動推進事業における執行科目の件」</p> <p>予算の執行において、社会参画活動推進事業（県の支払額、3件合計277,506円）について、事業の実施形態（委託事業）及び経費の執行科目（委託料）が、事業全体の経費の一部を県が負担しているという実態を反映したもとなっていなかった。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>要改善事項については、事業の実施形態及び経費の執行科目の見直しを行った。</p> <p>事業の実施形態について、県とNPO等とが分担して事業を実施し、県はその負担すべき部分に応じて「負担金」を当該NPO等に支払うという実態を反映させる形で、社会参画活動推進事業実施要領の改正（平成28年6月15日）を行うとともに、県とNPO等とが分担して事業を実施し、その旨の請書をNPO等から受領し協定を締結した。</p> <p>また、経費の執行科目について、平成28年度社会参画活動推進事業予算は、すでに「委託料」として予算決定・再配当されていたため、「負担金、補助及び交付金」に節を変更する手続をとり、NPO等団体に対して県負担部分を「負担金」として支払う形で事業を実施し、改善を図った。</p>
神奈川県中央児童相談所	平成28年5月13日（平成28年5月11日か）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、3日里親謝礼の支払に当たり、履</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p>

	ら同月13日まで職員調査)	<p>行確認の遅れや不十分な予算管理などにより、第3四半期分(15名、計239,200円)については、履行後3月を超えて支払っており、第4四半期分(14名、計200,100円)については、本来、「(事業名)里親制度推進費(細事業名)里親制度推進費」の予算科目により支出すべきところ、「(事業名)児童相談所費(細事業名)虐待防止対策推進費」により支出していた。</p> <p>2 庶務事務において、非常勤職員報酬加給の支給に当たり、加給額の算出基礎となる勤務期間を誤って計算したため、加給を支給すべきではない職員に対して、1件、55,891円を誤って支給していた。</p>	<p>1 予算の執行については、進行管理及び確認が不十分だったことによる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務の非常勤職員報酬加給については、平成28年12月27日に本人から返納された。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立中里学園	平成28年6月3日(平成28年3月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムへ入力していなかったものが5件あり、そのうち旅費4件、800円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年3月25日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立青少年センター	平成28年7月29日(平成28年5月26日及び同月27日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(4台、4.07㎡)に当たり、一般競争入札により貸し付けるとする原則に対する例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させていなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>自動販売機の収支状況を提出させていなかった平成26、27年度分については速やかに報告を受け、配慮の必要性について検証を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、収支状況報告書の管理、保管及び職場内での引き継ぎを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年8月24日（平成28年7月5日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、「神奈川県環境農政局総合評価方式意見聴取会（平成27年度第1回）」の開催に係る委員謝金（2名分、36,000円）の支払に当たり、同謝金に関する規程に定められている支給期日を87日過ぎて支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を行うとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
環境部資源循環推進課	平成28年8月24日（平成28年7月4日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年8月19日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環境科学センター	平成28年4月22日（平成28年3月22日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに道路照明灯が設置されているものが1件、行政財産の使用承認の手続を行わずに道路標識が設置されているものが3件あった。	不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年4月1日に、使用許可及び使用承認を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県自然環境保全センター	平成28年2月26日（平成28年1月21日及び同月22日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政財産の過年度分の使用料（1件、163,360円）について、調定を行っていなかった。 2 支出事務において、ニホンジカ保護管理検討委員会の委員への謝礼金等（7名分、96,000円）について、履行確認後3月を超えて支払を行っていた。 3 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、平成28年3月23日に調定し、同年4月28日に収入済みである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		<p>事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。</p>	<p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務の旅費については、平成28年2月5日に本人に支給した。          今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県水産技術センター	平成28年3月23日（平成28年3月22日及び同月23日職員調査）	<p>（不適切事項）          契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る契約の締結に当たり、契約書（単価契約、概算総価230,000円）に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている委託数量の記載を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであった。          今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県農業技術センター	平成28年7月20日（平成28年2月25日及び同月26日職員調査）	<p>（不適切事項）          庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年4月12日に本人に支給した。          今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(6) 保健福祉局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部県立病院課	平成28年8月23日（平成28年7月5日職員調査）	<p>（要改善事項）            「指定管理業務において親子教室及び受託評価事業の利用者から收受する食費に関する件」            指定管理業務で收受する実費相当額を県の収入としていた。            （以下省略）</p>	<p>要改善事項については、平成29年度から指定管理者の収入とすることにより、改善を図ることとし、関連規定の見直しについて、指定管理者と調整した。</p>
保健医療部が	平成28年8月	（不適切事項）	

ん・疾病対策課	23日（平成28年7月8日職員調査）	<p>契約事務において、神奈川県指定難病特定医療費等管理システム開発導入業務等委託契約（契約額15,165,144円）の履行確認に当たり、同契約に基づいて納入させるべき成果物の一部（紙媒体及び電子媒体）を納入させていなかったにもかかわらず、履行済として検査を完了し、契約代金を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、契約書を作成した担当者と履行確認を行った担当者が相違し、引継後の契約書及び仕様書の確認が不十分であったことにより、履行済として検査を完了したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約内容を確認するとともに、受託業者に完成品及び必要書類について指導を行うなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部保健人材課	平成28年8月23日（平成28年7月7日職員調査）	<p>（要改善事項） 「看護師等修学資金貸付金の債権管理に関する件」 看護師等修学資金貸付金に係る債権管理に当たり、所定の時期に借受者から免除申請がなされていないものについて、その事由を把握しておらず、返還請求も行っていないかった。 （以下省略）</p>	<p>要改善事項については、全ての保留案件の対象者に対して、改めて期限を定めて、手続きに係る申請を行うよう通知を发出し、債権回収を進めるとともに、返還免除の条件を充たす者については、早期の申請を促し、免除手続きの促進を図っていくこととした。</p> <p>また、事務手続きの明確化を図るなど、債権管理における事務処理を改善していくこととした。</p>
福祉部地域福祉課	平成28年8月23日（平成28年6月28日及び同月29日職員調査）	<p>（不適切事項） 補助金交付事務において、市民後見推進事業費補助の額の確定に当たり、1市（補助額2,656,000円）から提出された実績報告書等の内容に齟齬があったのを看過し、実績報告書の補助金精算額調書に基づき補助金を精算したため、交付額が2,127,000円過大となっていた。</p>	<p>不適切事項については、実績報告書等の内容確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、実績報告書等の書式を見直すとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
福祉部障害福祉課	平成28年8月23日（平成28年6月29日及び同月30日職員調査）	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、県有財産台帳価格の改定に伴う行政財産使用許可の変更に当たり、財産経営部長通知に反して使用料を算定したため、内容を誤って許可していた。これにより、使用料3件、4,084円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、財産経営部長通知の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年9月14日に徴収済となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努める</p>

福祉部生活援護課	平成28年8月23日（平成28年7月4日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員3名に対して、時間外勤務手当3件、72,803円を支給していなかった。</p> <p>2 公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費5件、3,840円を支給していなかった。</p>	<p>こととした。</p> <p>不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 時間外勤務手当については、平成28年12月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、服務規程に沿った手続を行うことを改めて周知するとともに、失念等による手続の漏れを防止するための確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 旅費については、平成28年12月2日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
生活衛生部生活衛生課	平成28年8月23日（平成28年7月13日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、茅ヶ崎駐在事務所に配属されている庁用自動車6台（帳簿価額計7,145,159円）について、平成20年4月に同事務所を設置するに当たって所在地が異なる事務所から管理換えを受けたものであるにもかかわらず、現在まで、道路運送車両法の規定に基づく「使用の本拠の位置」に係る変更登録を申請していなかった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の確認及び理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解を徹底するとともに、適時の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成28年3月9日（平成28年1月27日及び同月28日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、緊急参集した職員のうち1名に対して、時間外勤務手当1件、3,690円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年2月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センタ	平成28年3月9日（平成28年1月25日及	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日の振替に</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年3月16日</p>

一	び同月26日職員調査)	<p>当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しており、時間外勤務手当1件、12,892円を支給していなかった。</p> <p>(要改善事項) 「庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算の件」</p> <p>庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算について、積算の合理性が十分に担保されていないものがあつた。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、休日出勤に対する服務について、直接監督者と職員との間で認識を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、平成28年度の庁舎清掃業務の入札予定価格積算から、価格情報誌に示された屋内清掃料金を補正せずに用いるとともに、当該料金に含まれない衛生消耗品については、その原価に諸経費率を乗じて用いるなど、より合理性の高い積算方法に改善した。</p>
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成28年6月21日(平成28年4月25日及び同月26日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、タクシーを利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費4件、800円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年4月28日に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立煤ヶ谷診療所	平成28年7月13日(平成28年4月26日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、平成28年1月分電気料金(2件、34,217円)の支払に当たり、電子決裁を怠ったため、当初の口座振替指定日に振替ができず、期限後に支払っていた。その結果、同年1月分の口座振替割引の取消しにより、同年2月分電気料金の支払に当たり、口座振替割引の適用除外2件、108円を加算されて支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、進捗管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県精神保健福祉センター	平成28年5月19日(平成28年2月10日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>「庁舎の使用許可に伴い使用許可を受けた者に負担させる光熱水費等相当額の算定に関する件」</p> <p>精神保健福祉センター(以下「所属」という。)の団体への庁舎の使用許可に伴う光熱水費</p>	<p>要改善事項については、各団体の実際の使用状況の把握に努めるとともに、より公正な費用按分によるよう、算定方法を見直すことにより、改善を図った。</p>

		<p>等相当額について、行政財産の使用許可取扱要領（以下「要領」という。）に定める使用面積、使用人員及び使用状況等の要素を十分に考慮せずに算定していた。</p> <p>（以下省略）</p>	
神奈川県立総合療育相談センター	平成28年5月13日（平成28年5月11日から同月13日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤って適用したため、基本報酬（日額）を9,366円とすべきところ、12,480円としていた。その結果、平成27年4月分から同年6月加給分までの報酬4件、263,367円を過大に支給していた。</p>	<p>不適切事項については、基本報酬額表の時間額を適用して算出すべきところ、誤って日額を適用したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立ひばりが丘学園	平成28年4月22日（平成28年4月21日及び同月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 空調設備保守点検業務委託契約（契約額1,188,000円）に基づく保守点検業務について、年4回（平成27年5月、同年8月、同年11月、平成28年2月）の各業務完了後に受託者から作業報告書が提出される都度検査を行うべきところ、支払時期である半期ごとに検査を実施していた。</p> <p>(2) 産業廃棄物の収集運搬業務委託契約（契約額220,000円）の締結に当たり、契約金額の一部である搬出作業費及び諸経費を契約書に記載しておらず、また、同処分業務委託契約（契約額400,000円）の締結に当たり、契約書の受注者の責任範囲の記載内容に誤りがあった。さらに、これらの契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき、各々の契約ごとに検査調書を作成すべきところ、受領委任により契約金額の支払先が一者になったことと検査調書作成の可否を混同し、両契約の契約金額を合算した額を契約金額</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 空調設備保守点検業務委託契約については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 産業廃棄物の収集運搬業務委託契約については、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに契約内容の標準様式を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務の旅費については、平成28年6月7日に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底と複数の職員による確認体</p>

		<p>として記載した検査調書を、収集運搬業務委託契約についてのみ作成していた。</p> <p>2 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったものが26件あり、そのうち旅費23件、7,600円を支給していなかった。</p>	<p>制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県食肉衛生検査所	平成28年9月13日（平成28年2月2日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年3月1日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、人事給与システムへの入力を周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県動物保護センター	平成28年5月19日（平成28年3月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 行政財産の使用許可の失効に伴う使用料2件、785円の還付に当たり、還付手続が用途廃止後3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 行政財産の貸付けに伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、前回の監査で、算出誤りによる過大徴収について指摘がなされていたにもかかわらず、今回も前月末指針値の計算式への入力誤りにより、1件、6円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 還付手続の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 立替収入の過大徴収については、確認が不十分であったことによるものであり、過大徴収分は、平成28年3月分の徴収額と相殺処理した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(7) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成28年8月3日（平成28年6月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、新聞購入代第4四半期分ほか5件、90,439円の支払に当たり、政府</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p>

		契約の支払遅延防止等に関する法律などに定められている支払期限を過ぎて支払っていた。	今後は、このようなことがないよう、書類受付簿等の活用を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
産業部産業振興課	平成28年8月3日（平成28年6月20日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業及び新産業ベンチャー起業化支援事業に係る委員謝金1件、18,000円の支払に当たり、支払期限を過ぎて支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行状況確認表を随時更新するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
産業部エネルギー課	平成28年8月3日（平成28年6月17日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費3件、600円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年8月30日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
観光部国際観光課	平成28年8月3日（平成28年6月21日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、1,024円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年7月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部労政福祉課	平成28年8月3日（平成28年6月24日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費1件、530円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年7月5日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施	監査実施日	監査の結果	措置の内容
------	-------	-------	-------

箇所名			
神奈川県産業技術センター	平成28年4月21日(平成28年3月14日から同月16日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、受託研究に係る受託収入の調定について、神奈川県財務規則の規定に反し、調定の日から20日を超えて納入期限を定めていたものが1件、210,330円あった。</p> <p>2 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(契約額4,924,800円)の相手方が業務の一部を他社に行わせているにもかかわらず、同契約書で定められた届出書を提出させていなかった。また、同契約書で定められている売上状況等の報告も行わせていなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、神奈川県産業技術交流協会に対する行政財産の使用許可に当たり、金庫設置部分の面積の算入を失念したことにより、許可面積が過少となったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより平成27年度分使用料1件、15,024円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、納入期限の確認が不十分であったことによるものである。      今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約書の内容の確認が不十分であったことによるものである。      今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、行政財産の使用許可において、使用部分の確認が不十分であったことによるものである。      今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県産業技術センター 工芸技術所	平成28年4月21日(平成28年3月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、産業技術センター工芸技術所の駐車場に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反して消費税及び地方消費税相当額を使用料に含めなかったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより平成27年度分使用料1件、1,643円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成28年3月24日付けで正しい使用料による行政財産変更許可の手続きを行い、平成28年3月31日に不足分を徴収した。      今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(8) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
---------	-------	-------	-------

事業管理部県土整備経理課	平成28年8月4日（平成28年6月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、国庫支出金の返還に当たり、流域下水道事業会計予算から返還すべき2件、136,204円について、他の一般会計予算から返還すべきものと合わせ一般会計予算から返還していた。</p> <p>2 歳計外現金事務において、県有財産の売払いに係る契約保証金の歳計外現金への受入れに当たり、歳計外現金納付書に記載する会計コードを誤ったことにより、歳計外現金として受け入れるべきものを土地建物等売払収入として処理していたものが2件、12,110,500円あった。その結果、契約保証金の売買代金の充当が売買契約書で定める時期よりも前に充当されていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、国庫支出金の返還に当たって、一般会計と特別会計とを明確に区分しないまま集計を行ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、国庫支出金の返還に当たり、一般会計と特別会計を明確に区分し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 歳計外現金事務については、記載内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約保証金に係る歳計外現金納付書を相手方に送付する際、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--------------	---------------------------	---	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	平成28年4月20日（平成28年4月15日及び同月18日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、公園施設の管理許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが、2件、4,661円あった。</p> <p>2 財産管理事務において、公園施設の管理許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料、2件、37円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進捗管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、占用許可の対象となる一覧表を整備し、調定処理における作業工程を改めて確認するとともに、年間予定表を作成し進捗状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、管理許可の使用料に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、不足分</p>

			<p>については、平成28年7月25日に収入済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、班内の会議等により情報共有し、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県流域下水道整備事務所	平成28年5月17日（平成28年5月16日及び同月17日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>文書の管理において、「道路工事・占用工事調書及び付図」（2件、計6,998円）の購入の根拠となる「道路工事調整システム利用契約書」が所在不明になっていた。</p>	<p>不適切事項については、自動更新契約条項付契約の契約書原本について、執行伺いに添付するという財務規則等の関係規定の理解及び確認が不十分であったことから、文書引継ぎが行われ、契約書原本が所在不明となったものである。</p> <p>契約書原本が所在不明となっている平成15年4月1日付け「道路工事調整システム利用契約」を平成28年6月10日付けで解除し、同日付けで改めて契約済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、契約書の内容について複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(9) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	平成28年7月22日（平成28年5月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、支払通知書12,280枚ほか2点の印刷製本契約（契約額 599,814円）の締結に当たり、再度入札の不調により見積合せを実施する際に入札時と異なる予定価格を設定して見積合せを執行していた。</p>	<p>不適切事項については、執行方法の認識誤りによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令等の理解の向上を図るとともに、法令を遵守することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原水道	平成28年9月13日（平成28	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、人事給与</p>	不適切事項の超過勤務手当に

営業所	年4月25日及び同月26日職員調査)	システムに入力していなかったため、緊急呼出しにより深夜に登庁し、漏水対応業務に従事した職員1名に対して超過勤務手当1件、12,749円を支給していなかった。	については、平成28年6月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、超過勤務における所定の手続の厳守を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成28年4月21日(平成28年3月7日及び同月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、水道施設の維持等に係る業務に支給される特殊勤務手当1件500円が支給されておらず、2件324円が支給不足であり、1件500円が誤って支給されていた。	不適切事項の特殊勤務手当については、未支給分及び支給不足分は平成28年11月16日に本人に支給し、誤支給分については平成28年11月29日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化するとともに、運転日報に「特殊業務の有無」欄を設けることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁津久井水道営業所	平成28年6月29日(平成28年3月3日職員調査)	(要改善事項) 「神奈川県内タクシー共通クーポン券の活用に関する件」 財産管理事務において、平成25年3月を最後に利用実績のない神奈川県内タクシー共通クーポン券(以下「タクシークーポン」という。)を所有し続けたまま活用していない状況にあった。 (以下省略)	要改善事項については、タクシークーポンの企業局内における有効活用を図る必要があると判断し、平成28年5月31日に企業局経営課へ管理換えを行い、改善を図った。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成28年3月25日(平成28年2月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(60,071,760円)が77,760円過大であった。	不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めるとともに、イントラネットの違算事例集に掲載し、情報の共有化を図った。
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成28年5月24日(平成28年2月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、配水管等のき損に伴う損害賠償金の収入未済に係る督促状の発行に当たり、神奈川県公営企業	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進捗管理が不十分であったことに

		<p>財務規程の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していないものが3件、計331,432円あった。</p> <p>2 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、誤った施工歩掛を適用していた仮設材設置撤去工について、そのまま積算したため、変更後の契約額(56,251,800円)が629,640円過大であった。</p>	<p>よるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所内会議を通じて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県企業庁海老名水道営業所	平成28年5月12日(平成28年3月23日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、神奈川県公営企業財務規程に定められた支出命令権者の決裁を受けることなく支出手続を行っているものが5件、計257,833円あった。</p> <p>2 工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(21,177,720円)が42,120円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、決裁の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めるとともに、イントラネットの違算事例集に掲載し、情報の共有化を図った。</p>
神奈川県企業庁大和水道営業所	平成28年5月19日(平成28年3月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加算率を、引き続き適用して積算していたため、変更後の契約額(42,255,000円)が93,960円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めるとともに、イントラネットの違算事例集に掲載し、情報の共有化を図った。</p>

<p>神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場</p>	<p>平成28年3月1日（平成28年2月29日及び同年3月1日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、前渡金口座への支出を失念していた平成27年4月分の電話料金が先に振り替えられたために同年5月分の電気料金が口座振替できず、納付書による支払を行った結果、同年7月分の電気料金請求額に口座振替割引の適用除外及び延滞利息合わせて665円を加算されて支払っていた。</p> <p>2 工事事務において、谷ヶ原浄水場急速ろ過池更生工事（契約額42,174,000円）に係る設計額の積算に当たり、残砂処分費及び土砂検定費の積算を誤ったため、設計額が270,000円過大となり、この過大な設計額に基づいて決定した予定価格が、正しく積算された設計額を上回っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、手続の進捗状況を一覧表で可視化するとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所内会議を通じて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所</p>	<p>平成28年9月15日（平成28年4月12日及び同月13日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、導水施設詳細調査等業務委託の変更契約の締結に当たり、当該変更により追加された積算項目の一つである水質調査・分析に係る諸経費を二重に積算したため、変更後の契約額（39,448,080円）が389,880円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所内会議を通じて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>